



大正期における教員現職教育の諸問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐竹, 道盛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002772

大正期における教員現職教育の諸問題

佐 竹 道 盛

はじめに

大正期における小学校教員の現職教育は、明治期に確立された制度及び慣行によって実施されるとともに、時代の要請に応じて新たな制度と実践を生み出していった。

師範学校の小学校教員講習科における教員の学力補習及び養成は明治期の制度を継承して実施されたものであり、随時開設される公設の講習会は、明治期の慣行を継承したものである。

他方、明治期の諸実践及び諸提言を基盤に、常設の学力補習機関が高等師範学校の一課程として制度化され、教員の学力補習にあたりとともに、大正期の我が国内外の諸条件に対応するよう、新たな内容を取り入れた講習会が組織され、現職教育に新生面が開かれることとなった。

一方、この時期の制度及び実践への批判と反省の中から現職教育の新構想が提起され、豊かな未来像が示されていった。それらは、いずれも、今日のわれわれが教員の専門的力量を高めるための研修制度を構想する際に多くの示唆を与える内容を有している。

以下、大正期の現職教育の制度、実践及び諸問題を順次考察していくこととする。

I 小学校教員講習科及び教員講習会

大正期の現職教育⁽¹⁾のうち、明治期から継承され、全国規模に実施されて小学校教員の補充と学力補習に重要な役割を果たしたのは、小学校教員講習科である。

小学校教員講習科の制度的な構成は、明治期に確定し、大正期においても基本的な変化はない。すなわち、「小学校教員講習科ハ小学校教員免許状ヲ有スル者ニ必要ナル講習ヲ為スモノトシ特別ノ必要アルトキハ尋常小学校教員又ハ小学校裁縫科正教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲ為ス為之ヲ設クルコトヲ得ルモノ⁽²⁾トス」とあるように、本来補習機能を本体とし、特別な必要に応じて養成機能をも果すことを期待されているものである。

小学校教員講習科の実際上の構成は、補習講習及び養成講習から成り、養成講習はさらに、「尋常小学校准教員タラントスル者ノ為ニ設クル講習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限二箇年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トシ其ノ講習期間ヲ一箇年以上トス尋常小学校本科正教員又ハ小学校裁縫科正教員タラントスル者ノ為ニ設クル講習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ孰モ尋常小学校准教員免許状ヲ有スル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トシ其ノ講習期間ヲ前者ハ二箇年以上後者ハ一箇年以上⁽²⁾トス」とあるように、准教員養成講習及び正教員養成講習に区分されている。

府県では、秋田県が大正2年3月、県令第13号を以て補習講習科、正教員養成講習科及び准教員養成講習科を発足させて⁽³⁾いる事実にもみられるとおり、ほぼ規定どおりの制度が現実にも採用されている。教員講習科の実況を年次別の卒業生数によって示したのが第1表である。年度の推移とともに卒業生数が漸減する傾向にあるとはいえ、小学校教員の量的確保と資質維持の上に果す役割は軽視し得ない。

教員講習科とともに明治期から継承され、教育慣行として全国的に普及を見たのが教員講習会である。中央・地方を通じ、大小さまざまな講習会が組織され、検定による資格上進にそなえる教員や学力補習を願う教員に、機会を提供していったのである。講習会の盛況を夏期講習会の資料によって示すと第2⁽⁴⁾表のとおりとなる。

当該講習会は、文部省報告も、「短キハ1日、長キハ八十二日ニ互ルモノアリト雖モ是レ年々一週間に以内ノモノ漸次増加ノ傾向アリ」と指摘しているとおおり、その期間が短縮している事⁽⁵⁾実が目される。明治期以来、講習期間の短さが、その効果を減殺しているとしばしば指摘されてきた中で、期間が次第に短縮されていることは大きな問題点といえよう。

そのことが、たとえ、「講習科目少キハ一科目、多キハ十科目以上ニ及ヒ年々一科目ノモノ漸次増加ノ傾向⁽⁶⁾アリ」という科目数の減少に関連したものであるとしてもなお問題のあることは、後にふれるように、教育界の夏期講習批判がこの点に集中していることによっても明らかである。

とはいえ、全国の教育界にしっかり定着した慣行であるだけに、その問題点の克服が、大正期現職教育に課された大きな課題であったといえる。大正期の教育界がこの問題にどう取り組んだかは、II、IIIで考察する。

第1表 教員講習科卒業生数

年度	性別		計
	男	女	
大正元年	3,118	808	3,926
2	2,676	747	3,423
3	2,941	804	3,745
4	1,857	633	2,490
5	1,881	664	2,545
6	2,459	749	3,208
7	1,891	898	2,789
8	1,420	661	2,081
9	1,504	711	2,215
10	1,160	720	1,880
11	1,050	738	1,788
12	979	731	1,710
13	954	784	1,738
14	671	728	1,399
15	717	627	1,344

(注) 各年度とも文部省年報による。

第2表 地方夏期講習会情況

区分 年度	開設講習会数		講師数	講習員数		講習科目数		修業期限			講習費	
	公設	私設		公設	私設	2以下	3以上	7日以内	8日以上	31日以上	公設	私設
大正元年	311	654	1,856	32,509	71,248	773	192	659	285	21	46,300 ⁽⁷⁾	77,562
2	303	708	1,721	31,921	88,524	982	119	746	246	19	36,186	82,553
3	222	740	1,725	27,014	89,642	853	107	748	189	23	27,905	89,764
4	290	728	1,561	33,456	95,763	908	110	775	233	10	35,779	80,650
5	282	746	1,915	35,680	103,692	929	102	822	200	6	37,099	82,702
6	324	776	2,079	44,200	106,940	976	124	911	177	12	41,178	84,938
7	348	759	2,065	42,248	99,913	983	124	880	211	16	52,153	95,812
8	352	878	2,481	43,317	109,928	1,091	157	1,014	218	15	65,757	116,733

II 高等師範学校特科と現職教育

大正期の現職教育は、一方で明治期の制度慣行を継承するとともに、他方多年の経験を基に新たな制度の導入をはかっている。高等師範学校の特科として教育科が設置され、現職教員の学習要求にこたえていったのがそれである。

教員の向学心にこたえる講習会を組織すべきことについては、すでに明治末期に兵庫県教育会報が重要な論説を掲載していた。その論旨は、「初等教育に従事する教育者の多くは、未だ高等の専門教育を受けたるものにあらざれば、彼等の多くは進んで高等なる学芸を研究せんとするの志望を抱くと雖も、之れに対する設備としては、唯僅かに夏季又は随時の講習会あるのみにして、所謂補習教育の趣旨に依って設けられたる設備の全く欠除せるは、折角の向学心を指導する能はざる不親切なる制度と云はざるべからず……是を以て吾人は現今行はるる各種の講習会の中にて、其一種を選定し斯の種のものとなし以て向学心の盛なる階級を満足せしむるの方法を講ずるは最も適切にして、且親切を尽したる方法と信ずるものな⁽⁷⁾り」という一節に要約されているといえる。中等教育レベルの教育を受けただけで、熱心に高等専門教育の機会を求めている現職小学校教員の要求に応じられる制度の創設を提案したものである。

潜在する、このような現職教員の要求にこたえるべく創設されたのが広島高等師範学校の特科であった。以下、主として、この特科にかかわりを持ち、同時にその事業を専門の教育学者の立場から種々考察した春山作樹の論稿をもとに、特科創設の経緯、その運営の実態及び問題点を検討していきたい。

春山は、この特科創設の経緯を次のように伝えて⁽⁸⁾いる。

国民教育の衝に当る小学校教員の学力を、今一層向上させたいといふことは私が年来の希望であった。それは私共が地方に居って小学校の教員方に直接逢ったり、或は何々研究会といふやうな所に出て、小学先生方の研究物などを見る時に、いつも感ずることで——それ等の研究には随分骨の折れた立派なものもあるけれども、惜しいことには学力の足りないために今少しといふ所で堂に入り兼ねているものが多い。もう少し組織的の頭があつて明確な目的を立て、適切な方法によってしたならば良からうと思ふことが屢々であつたのである。どうかして今一段学力を高めてやりたい。而してそれには臨時に開かれる講習会の如きものもよいけれども、そんな断片なものでなしに、常設の補習機関がどうしても必要であると私は信じていた。……

大正四年の初め頃、私は留学の途中で広島の学校から「今度修業年限二年の教育科を置くことになった」といふだけの報告を受けた。其の時はただそれだけで他の詳しいことは一切分らなかった。ところが帰朝してから其の方に関係するやうになつたので、且つ其の後続いてそれに尽力して居たので幾分其の方に経験を持っているわけである。

ところで、この特科は、大正4年2月22日文部省令第4号による高等師範学校規程の改正の結果設置されるようになった⁽⁹⁾たもので、広島高等師範学校規則によれば、「学科ヲ分チテ文科及理科トシ文科及理科ヲ分チテ各三部トス前項学科ノ外特科トシテ教育科ヲ置ク」(第2条)とあるように、文科、理科と並ぶものとして設置されてい⁽¹⁰⁾るものであり、その入学者は「教育科生徒ハ師範学校、中学校高等女学校ノ某学科教員免許状ヲ有スル者ニシテ第1条ノ学校卒業又ハ之ト同等ノ素養アリト認ムル者ニ就キ学校長之ヲ選抜スルモノトス」る外、「師範学校及中学校ノ卒業者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノニシテ小学校本科正教員免許状ヲ有シ二箇年以上普通教育ノ職務ニ従事セルモノハ試験ノ上之ヲ選抜スルコトア⁽¹¹⁾ルヘシ」とされ、小学校教員にも門戸を開放していることがわかる。

ところで、この教育科は、

最初は此両方に重きを置いて、寧ろ前者の方に重きを置く位にしてあったが、後になると後者が主になって、正教員の学力補習を主とするといふ有様になった。即ち三十名の生徒を募集するのに、先づ朝鮮支那の学生数名を入れ中等教員の資格者を数名入れて、残り二十一、二、三名といふものは悉く小学校の教員が占めるといふ有様になったのである。而も其の志願者は乍々二百名から少くも百二十名はいつもあったのである。

而もかうなつて来ると小学教員の学力補習といふことが主なる目的となつて来たので、此の科の期する所は小学教員の学力を向上せしめて郡視学とか又は大都市の小学校長乃至優良なる訓導を造るといふことになつて行⁽¹²⁾つた。

というように、小学校教員の学力補習機関となつていったのである。小学校教員の学習熱の高まりを間接的に示す事実といえよう。

ところで、入学する生徒の特徴を春山は次のように伝えている。

なほ生徒であるが、生徒は前に述べたやうに其の大多数が小学校の先生であるが、更に其の先生はどういふ程度の人たちであるかを調べて見ると、大概是師範学校を卒業して二年か三年学校に務めていたといふのである。而してさういふ人たちが一番成績も優良であるようであつた。中には十年も十八年も校長をしていたといふやうな人も来たことがあつたがそれ等の人は最後まで踏止ることが出来ないで中途業を廃するといふ有様であつた。どうしても元気が旺盛で勉強のよく出来るのは師範を出てから二三年といふ程度の生徒であつた。

このように、特科は結局小学校教員、それも、青年教師の学力補習の機関となつた感があるのである。青年教師の向学心を満たす課程として人気を博したことが明らかである。

今特科の卒業生数を府県別に示すと第3表のとおりとなる。

これら卒業生の卒業後の成績いかんは、特科そのものの評価につながるものといえるが、その成績は、概して良好であつたようである。それについて春山は次のように伝えている。

教育科は今日までに四回百余名の卒業生を出して居る。而して其の成績は一般に良い方である。具体的に云つて見ると規定として教育科の卒業生には修身・教育の免許状を授けることにはなつて居るが、法制・経済の免許状は成績優良なものにしか与へないことになつて居る。即ち平均八十以上位でなければ与へないから仲々困難である。然るに教育科の卒業生は年々三分の二までは法制・経済の免許状を取つて行く。これは仲々本科の生徒に比較しても優秀な成績である。……

さて卒業後これ等の人々はどういふ状態であるかといふとこれも甚だ有望である。年々其の需要は卒業者の数倍に達して居るのである。即ち此の種の卒業生が一般に要求されて居るといふことが認められるのである。さうして其の待遇も決して低くない。……次に此の卒業生が行つたところを見ると師範学校の教諭も数名あり、小学校長又は大きな小学校の訓導が多く、他には郡視学などもある。而して其の中には大に成功したと見るべき人々も二三ある。茲に一々人の名を挙げて示すことは避けるが、今日では官庁や学校に於て相当の地位を占めて居る人が余程出居るのである。

要するに広島に於る教育科の仕事を、今までの成績から考へると決して悪くない方であつたと私は信ずる。さうして此の仕事は面白くて且つ現代には必要な仕事であると信ずるのである。

このように、直接の教育担当者自身による評価である点をいくらか割引くとしても、すぐれた成果をおさめていたことは明らかである。このような評価をした上で、春山はさらに専門家の立場から次のような改善策を提示している。いずれも注目すべき提言である。まず生徒への給費の必要を次のように提唱している。

第3表 府県別特科(教育科)卒業生数

府県	年度	大正6年			
		大	正	6	年
東	京	—	—	—	1
大	阪	1	—	—	—
神	奈	—	—	1	—
兵	川	—	2	1	1
長	庫	—	—	2	1
新	崎	—	—	1	—
埼	鴻	—	2	—	2
茨	城	1	—	1	1
群	馬	—	1	2	1
栃	木	1	—	—	—
愛	知	—	—	1	1
静	岡	1	—	—	2
岐	阜	2	1	1	1
長	野	1	2	1	1
宮	城	1	—	—	—
福	島	—	—	1	—
青	森	1	—	—	—
山	形	1	2	—	2
秋	田	—	1	—	—
石	川	2	—	1	—
富	山	—	2	—	2
鳥	取	—	1	—	1
島	根	1	—	1	—
岡	山	2	2	2	2
広	島	1	1	2	2
徳	島	1	—	1	—
愛	媛	—	—	—	1
高	知	—	—	1	—
福	岡	1	1	1	—
大	分	—	—	1	—
佐	賀	1	—	—	—
熊	本	1	—	1	—
鹿	児	1	—	1	1
沖	島	1	—	—	—
和	歌	—	1	2	—
計		22	19	26	23

(注) 広島文理科大学広島高等師範学校 創立四十年史(昭和17年10月17日)

先づ何よりも前に望みたいことは此の科に対して相当の経費を計上したいことである、私は広島に居た時分にも、自分であらもしたいと考へたことが多分にあったものだが、其の都度経費が無いといふことで其の儘になって終つた。それはあちらでは文部省と最初の約束がさうであったといふことで致方なかったが、本来からすれば一層の経費を支出して理想的に仕事を進めて行かなければならない。殊に生徒の経費といふことは極めて大切なことのやうに思ふ。それは實際従来例によると生徒の経済状態といふものは苦しいやうであった。それは小学校に長く務めて居たものとしては既に妻子を持って居るものも多いのであるから、出来るだけの給費をして行くといふことは最も必要なことであると思ふ。

係累もある現職の教員に経済上の保障をなすことは学習効果の上から考えても重要な施策といえる。

次に、生徒の年齢制限を次のとおり提案している。

生徒の方から云ふと、広島では年齢の上に何等の制限を附けなかったが之はやはり制限のある方がいい。それは師範卒業後二三年、長くて四五年程度にして置くのが経験上最もよいやうである。其の時代が係累も少なく又好學心も高いやうである。さうして其の学科の如きも教育・心理・修身を主要学科とする傍ら、撰択科として地理・歴史・国漢・理化等の普通学科をも加へて授けるやうにしたいものである。而して一度卒業した後更に他の学科を修めるために再度入学しても差支ないと云ふことにしてはどうか。

さらに、学校の増設を次のように提案している。教職従事者に広く研修の機会を保障するため不可欠なことといえる。

又、数の上から云ふと、日本全国に一箇所といふやうなことでは甚だ心細いわけであるから、少くも数個所に置きたいとおもふ。今日の如く全国に唯だ一箇所、十六万人の教員中から二十人位の生徒を採ったところで、之を全小学教師の上から見ると真に大海の一滴にしかならない。故に少くも数個所に斯の如き補習機関を設けて、一箇所に百名乃至百二十名の生徒を収容するやうにして行きたいものである。さうしたならば幾分多数の人々を収容することが出来て、従つて教師の学力を高めて行くことが出来よう。是を府県師範学校に附設するのも一案であるが、設備其他から見て高等師範学校に附設するか、或は特設機関とする方が一層有効であると思ふ。

最後に、検定制度を改革し、補習機関の卒業者に特定の免許状を付与して、それに対応する処遇をすることにより、教員に希望を与えようという提案をなしている。当時、教育界で広範に受け入れられていた主張をとり入れたものである。

今日の普通師範学校卒業より高い学力を有する人々を造ることが甚だ必要であるといふことを痛切に感ずるものである。さうして優良な教師はどんどん前途を開かせるといふことが、今日の如く行詰つた教育界を匡救する第一策であると信じて居る。然らざればどこまで行つて教育界の前途は光明の無い暗いものになっているであらう。而して依然教育界に人材を招致するやうな望みは絶たれるに相違ない。浅薄姑息な手段で一時を糊塗したところで何にならう。今日の世の中では普通の教員より高い修養ある者に対しては国家も相当に資格を認めるが正当であり、又奨励にもなる。今日は広島高等師範学校教育科卒業には中等教員免許状を授けて居る。彼等は勿論其の学力を備へて居るから不都合ではないが、小学校教員補習と云ふ点から見ると変則である。若し国家に於て府県郡視学検定規則を設けられ、又少くとも多数学級を有する大規模の小学校長となる者には検定を受けさせることとし、茲に述べた様な補習機関に於て学習を経た者には無試験で其等の免許状を与へることになったら、視学及校長の実力を向上させる上から見ても有効であらうと思ふ。

以上が、春山の提案であるが、広島高等師範学校における補習教育の経験をもとにし、当時の教育界の世論を視野におさめた上で、教育学者としての専門的立場からなされた主張の中には、示唆に富むものが少なくない。又、今日の教員研修制度のあり方をめぐるさまざまな主張の原型がそこに萌芽的に現われている点も注目される点である。

要するに広島高等師範学校の特科は、中等学校教員及び小学校教員を收容してその学力を補習することを目的に発足したが、実際には小学校教員の補習を主とするものになり、多くの現職小学校教員を教育することとなったものである。卒業者には中等教員免許状が付与されたが、実際には初等教育に従事する者が多かったようである。

こうした経験を基に、師範学校卒業後3年ないし5年の実務経験をつんだ青年教師を收容し、学資を保障して教育し、大規模学校校長ないし県郡視学の免許状を授与し、それに相応の処遇をなすよう制度を改革すること、補習教育機関の設置を全国規模に拡大すること等を提案した春山の現職教育構想は、この時期の現職教育に新たな展望を示す、すぐれた内容のものであり、その後の現職教育論議を理解する上でも重要な位置をしめるものといえる。

以上のように、大正期の現職教育には、制度、実践、理論のいずれの面からみても注目すべき新面が開かれるに至った。

大正期現職教育の新局面としては、さらに、文部省自体が中央で小学校教員講習会を組織したこと、なかでも第一次世界大戦下の時局的要請に応ずる講習を実施したことがあげられる。小学校教員を対象とする中央講習の実況を示すと第4表のとおりとなる。

これらの講習は、会場を主として文部省及び直轄4高等師範学校に置き、一科目を集中的に教授するもので、期間はおよそ10日前後のものが圧倒的に多い。これによって、当時の現職教育の水準を知ることができる。

ここでは、ユニークなものとして、大正4年末に第五高等学校を会場に開催された小学校教員講習

第4表 中央の小学校教員講習会

区分 年度	会 場 数	講 師 数	講 習 員 数	講 習 期 間			講 習 科 目 数
				7 日 以 内	8 日 以 上	31 日 以 上	
大正5年	1	3	43	—	—	1	1
6	1	7	276	—	1	—	1
7	3	10	105	1	1	1	3
8	3	13	202	2	1	—	3
9	5	14	667	3	3	—	8
10	3	13	382	2	2	—	7
11	2	16	229	1	3	—	4
12	3	6	231	3	—	—	3
13	—	—	—	—	—	—	—
14	2	12	257	—	2	—	2
15	2	11	130	1	1	—	2

(注) 各年度とも文部省年報による。

習会をとりあげ、その内容及び方法を検討し、大正期中央講習の特質を明らかにしていきたい。

同講習は、大正4年12月25日から30日までの6日間、熊本の第五高等学校を会場に開かれたものである。右に講習内容の一覧表⁽¹³⁾を掲げる。

講習内容には、帝国主義時代の国際競争に対処するため、国民道徳と結合した一定の自治意識と軍事思想を普及させることをねらった教師教育の意図がうかがえる。

さらに、講習方法は、単に講義講演のみに終始せず、「講習員ノ研究ニ資セムカ為左記(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事項ニ就キ其ノ意見ヲ陳述セシメ(ホ)ノ事項ニ就テ之ヲ交換セシム」とあるとおり、講習員の研究とその発表の機会を準備し、さらに「講習員ノ差出シタル意見ノ大要ニシテ一般ノ参考ニ資スヘク認メタルモノハ会場ニテ陳述セシメタルモノト否トヲ問ハス閉会後之ヲ印刷シテ会員ニ配布⁽¹⁴⁾スヘシ」として、講習員の自発活動を活用する方法をとっている。国民の一定の自発性を必要とするようになった時代の要請を反映したものといえよう。

次章では、これらの現職教育の制度及び実践に関する教育界の評価と問題提起の模様を検討することとした。

第5表 小学校教員講習会内容一覧

区 分	題 目	時 間
講 義	時局ト国民道徳	2
	生物学ノ理論ト其ノ応用	10
講 演	刑事裁判制度	2
	租税ノ觀念	2
	軍事思想ノ普及ニ就テ	2
	通信事業並電気事業	2
	地方自治	2

III 大正期現職教育の諸問題

大正期には、第2、第4表に見るような公設、私設の講習会の盛況を背景に、それらの講習会の吟味批判が活発に展開され、その中から現職教育の新しい構想が次々に生み出されていった。なかでも、専門の教育学者や一般の学者の諸提案が世論をリードした点に大きな特色がみられる。それだけ豊かな内容を含んでいる。以下現職教育をめぐる諸批判、諸提案を検討していきたい。

まずはじめに、大正4年5月1日より3日間にわたって、帝国教育会内において開催された第10回全国連合教育会に議案の一つとして提出され、可決された学力補習教育案を検討したい。同案は、第21号議案として提案されたもので、内容は任用制度の改正と関連させた学力補習教育制度を主張するものである。

第21号議案 小学教員ノ実力ヲ増進シテ其ノ教育効果ヲ一層有効ナラシムル為メ左記ノ如ク任用制度ヲ改正シ且ツ学力補習ノ道ヲ開カレンコトヲ其筋ニ建議スルコト

(1)師範学校卒業生又ハ本科正教員検定試験合格者ハ二ヶ年間試補トシテ就職セシメ其ノ成績ヲ考查シテ訓導ニ任用スルコト

(2)訓導就職後六ヶ年ニ達シタル時ハ在職ノ儘公費ヲ以テ一ヶ年間師範学校ノ補習教育ヲ受ケシメ自後五十歳ニ至ルマテ十ヶ年毎ニ同様ノ補習教育ヲ受ケシメ其ノ都度成績優良ナル者ニ対シテ校長タルノ資格ヲ与フ⁽¹⁵⁾ルコト、

この案は、①試補制度及び校長資格制など新たな資格制度を導入し、そのうえで、②教員を在職のまま、定期的に、公費で補習教育に送り、③その結果により資格を付与し昇任させるというものである。ひと口にいて、競争による教員資質の向上を期している点問題を含むものであるが、在職のままの、公費による、定期的な補習を行なうという点にその画期的性格があるといえる。

これらの特質は、提案理由の中に、より明確な形で表現されている。

(理由) (1)現在制度ハ一度本科正教員ノ資格ヲ得ルニ至レバ直チニコレヲ訓導ニ任用シ得ルコト、ナシカモ其ノ以上ニ何等向上の階級ノ余地ヲ存セズ是レ教員ヲシテ真ニ奮発努力セシムル所以ノ方法ニ非ズ寧ロ彼等ヲシテ苟安ヲ貪ラシメ早く既ニ老朽若シクハ若朽タラシムルノ因ヲナスモノニアラズヤ此点ニ於テ欧洲先進国ノ制度及ビ我が海陸軍ノ制度ハ大ニ参考スベキモノアリトス

(2)小学校教員ノ努力状態ハ今ヤ既ニ其ノ頂点ニ達シツ、アリ随テ今後ノ教育効果ハ一ニ教員ノ実力増進ニ俟タザルベカラザルモノハ蓋シ争フベカラザルノ事実ナルベシ然ルニ現在制度ハ教員ノ実力補習シテ時勢ノ進運ニ伴ハシムベキ施設ニ於テ遺憾甚ダ多シタマタマ講習会等ノ設ケナキニ非ルモ是ニ於テ彼等ノ地位待遇ノ上ニ何等利スルトコロナキヲ以テ其ノ効果極メテ尠ナルガ如シ

(3)(略)

(4)現在制度ニ於ケル校長任用法ハ何等特別ナル資格ヲ要セサルカ為メニ動モスレバ情実運動等ヲ以テ其ノ目的ヲ達セントシ真ニ実カト実績トヲ以テ輸えいヲ争フコトニ努力セサルノ風アリ此ノ弊風ヲ一掃シテ実力ノ競争ヲナサシムルハ学校改良ノ根本要件⁽¹⁵⁾ナリ

この案は、結局「公費ヲ以テ」の部分の削除を含む一部修正を経て可決されている。しかしこの修正によって原案のもつ画期的性格がそこなわれたのは事実である。当時の現実的な要請が、この修正を生んだといえよう。ともあれ、この提案は、その後の大正期の現職教育論議を方向づける内容を含むものであった。

次に、明治期に確立した教育慣行としての夏期講習会への批判と、それに関連して提起された現職教育の諸構想を検討していきたい。

東京教育博物館長棚橋源太郎は、雑誌「帝国教育」に寄せた論稿の中で、夏期講習会の問題点を次のように指摘し、改善を求め⁽¹⁶⁾ている。

棚橋はまず、「本邦の講習会経営法についても、私は常に飽き足らぬと思っている。聊か着実の態度を欠いて居りはせぬかと云ふ感を常に持って居るのである。先づ教員の講習会を見るに夏冬の休暇などに、遠方から名士を招いて数百人の聴講者を集めて、一週間内外に亘って、新説を聴講することが普通のやり方になって居るやうである。かう云ふ方法も勿論悪くは無いが、欲を云へば今少しく真面目に着実な態度で、職業上の知識技芸の補習が行はれるやうにしたいのである。」と述べて、さらに着実ならざるところを次のように具体的に指摘して、改善を求めている。

第一一回に数百人の人を教授するといふ事は不自然であるやうに思ふ。三四十人多くとも百人迄位を限度としたいのである。それでなければ講義が演説になって仕舞ってあとで質問を出したり、講習生相互間に討論させたりすることも出来ず、徒に教授の効果を減殺する憾みがあるのである。殊に学科の種類によっては、実験実習をさせたり、実物標本模型絵画の類を使用したりして、親しく各個人に就て指導しなければならぬことも少くないのである。

次には講習の時期である。夏冬の休暇中は教員などに取っては、最も好都合のやうでもあるが、一方また大切な休養の時を、それが為めに失って仕舞ふ遺憾がある。私の考へでは寧ろ平時に於て毎週なり隔週なりに一回日をきめて、十回とか十五回とか継続的に放課後に講習することの方が効果が多いやうに思はれるのである。斯の如く放課後に少人数であれば其会場の如きも、学校の教室実験実習室等の一つなり、官衙図書館陳列館倶楽部杯の一室なりを直ちに利用することが出来るのである。

次は講師の資格である。かう云ふ組織にすると、勢ひ遠方から知名の人を招聘することが不可能となる。此点は遺憾のやうであるが、併年、必ずしも非常に知名な人でなくとも其地方に於け

る種々の専門家に依頼しても講習の効果を挙げる上に甚だしい不都合はないやうに思はれるのである。専門学校や中等学校の教員、府県郡や会社の技師、官吏、医師、弁護士等の中に求めるならば、必ず相当な講師を発見し得られる事と信ずる。

以上のように着実な方法を提案する。それはつまるところ、学校、図書館など身近かなところに会場をとり、日常的に、少人数で組織し、講習生相互の討論や実験実習を行ない、さらに実物標本模型類を用いて個別指導を行なうものである。すぐれた示唆を含む提案である。

東京市教育課長の守屋恒三郎は、夏期講習会に関するきわめて広範な問題点の指摘と新構想を含む論稿を雑誌「帝国教育」に寄せて⁽¹⁷⁾いる。守屋は現実に行われている講習会には余り多くの効果は期待できない、として次の諸理由をあげている。

第一に今日の講習会は聴講者の種類が雑多であるから十分に効果ある講習をなすことが困難である。即ち今日の講習会は講習員の学力其他に著しい不同がある。これ等の講習員を一堂に集めて、同一の講演を聴講せしめ、各員を満足せしむることは事実上於て不可能である。此不統一なる聴講者を対象として講演する結果、其講演が場当りのものとなり易い。地味な講習が行なはれない。

第二には講習の期間が概して短いので、充実したる講義をなすことが出来ないのみならず、又多量の材料を系統的に講演することが出来ない。

第三に聴講者が講習の題目に就て、予め準備するといふやうなことがない為めに、折角講習会に出席しても、其講演から受ける印象の度が甚だ微弱である。如何なる学科でも予備知識がなければ、十分に了解は出来ない。殊に短時日の講習などでは講義を聴く前に準備を要するのである。然るに今日の講習会に出席するものは、概して何等の準備もなく、漫然と其講義をきいて帰ると云ふ風であるから、効果の薄いのも当然のことである。

第四に講師が講習をする地方の事情に通じておらぬ為めに、聴講者に適應する講義をなすことが出来ない場合が多い。

以上は今日の講習会の効果少き理由の重要なものであるが、此外にも尚幾多の事情がある。例へば講習会は成績試験を行はなから、これを聴講する者も多くは聴き放しである従つて一生懸命にならぬといふやうなこともある。又夏期などに於ては講師も講習員も比較的不真摯になり易い。

講習効果のあがらぬ原因としては、うなずけるものばかりである。講習員の学力等の多様性への対応策は、明治期に於て一部で実施されながら、未だ一般化していないのである。このことは今日なお解決をみていない。講習期間が全般に短いことは、第2表第4表にも明らかである。講習員に準備が欠けているという指摘もうなずける。今日なお解決をみていない問題点といえる。とはいえ、守屋は講習会の利益をも認めるものであり、次の諸点をあげている。

第一に講習会は教育社会の交情を親密ならしめ、一種の団体精神を誘起せしめる。僻遠の地にありて、余り他の教員と交際する機会のないものは動もすれば孤立の悲哀を感じやすいが、年に一二回講習会に出席し、各地方から集まれる教員と接触すれば、相互に教員の生活状態に安心を生じ、何となく教育者の勢力について心丈夫に感ずるやうになる。

第二に講習会に出席する為めに、旅行の機会を得、従つて知見を広めることが出来るのである。

第三に講習の為に刺激をうけて、益々研究せんとする志を起し、職務に対して新しき希望を抱くやうになる。

第四には講習の機会に際して、教育行政官或は又教育界の諸大家や経験家に接し、大に知見を広めることが出来る。

第五には教育上の新学説を聴き新事実を覩て、實際上の施設の資料を得ることが出来る。

このような利益を考慮し、さらにその欠点を自覚した上で守屋は、講習会の効果を増進する方法として能率の増加を提案する。

一般教員に対して行はるる府県以下の講習に於て、能率の増加をはかる有力なる方法として、自分は読書会を起し、これを講習会と連結せしむるを必要とする者である。今日の教育者は自発活動主義を以て、児童教育法の真諦と認めて居るにも拘はらず、教育者自身の修養機関は概して他発的・他動的であつて、何となく時代後れの感がないでもない。読書会はかかる矛盾に対して起り来るものであつて、米国に於ては漸く月並式の講習に飽き、読書会が漸次隆盛ならんとする形勢を示している。今日米国に於て統一的に読書会の行はれて居るのはインディアナ、オハイオ兩州である。オハイオ州に於ては、州内教員の三分の一は読書会の会員である又インディアナ州に於ては教員総数一万六千余に対し、一万三千余人の読書会員を有して居る。

守屋はこのように、教員の自発活動の一形態としての読書会を組織し、それを講習会に連結して効果を高めようというのである。

次に、雑誌「帝国教育」編集主任藤原喜代蔵の論説を検討しよう。藤原は、特に夏期講習会の学科目について次の諸項目を提案⁽¹⁸⁾する。

第一は憲政自治に関する学科也。近時国民の政治的覚醒日毎に著しく、教育社会に於ても、立憲思想養成の必要唱道せらるるに至れり。毎度我輩のいふ如く、教育と政治とは、甚だ関係深く、教育者は必ず政治思想を有せざる可らざると同時に、政治家は又教育をよく了解するものならざる可らず。……従来我国にては、教育家が政治を論ずるを許さず、教育と政治と全く絶縁せしめられたれど、これは謬れるの甚だしきものなり。憲政の進歩は、斯の如き迷論を打破して、教育家に政治思想涵養の必要なること一般に認めらるるに至れり。故に今後教育者は必ず立憲政治に関して大体の知識を有せざるべからず。而して憲政は自治を基とし、自治は万政の源なるが故に、憲政論に併せて自治の知識を修めざれば、其政治知識は完きを得ず。我等は夏期講習会に於て、斯の学科の各地盛に講述せらるるに至らんこと切望して已まざるものなり。殊に近時の如く、内閣制度に関して、屢々立憲非立憲の声起り、中には我国体民性も、我憲法の制定由来も、特色精神も、全然無視して顧みざるが如き急論劇説の盛んなる時節に於て、其必要一層急なるを感ぜずんばあらざるなり。

我が国の国体民性を無視した急論激説におちいらぬ限りでの立憲思想を民衆に普及させ、一定の自治、自発を誘導することが企図される。そういう方向への民衆の教導者として教員を教育していく、そのための場として夏期講習会を機能させようというものである。

第二には経済財政学也。いふ迄もなく、国家は経済財政を基礎として成立す。経済財政を離れて各国の国政を論ずる能はず。諸般の社会問題も、経済財政上の理由に本きて起り、国際問題も、亦経済財政に因由して生ずるを例とす。物質文明の進歩するに従ひ、益々生存競争は激烈となり、個人的にも国際的にも、経済力充実の必要を生ず。経済に無頓着なるものは、生存競争場裡の優者たること能はず、経済思想に乏しき国民は、所詮亡国の民となるの外なし。殊に日本将来の運命は一に経済上に係ること何人も知悉する所なるが故に、我國民に取っては、経済を研究する必要、他國民に比し一層甚大なりとせざるべからず。然るに未来の國民を教育する教育者に経済財政の知識殆んど絶無也。斯くして焉んぞよく国運に適應する教育を施すことを得んや。これ我輩が夏期休暇を利用して、経済財政に関する知識を取得すること甚だ大切なりと云ふ所以也。

国際的な生存競争場裡の経済的勝者たるべく、経済知識を國民に伝え得る教師の育成、これこそ現職教育の課題であつた。

第三は農工商に関する学科也、或は之を産業に関する応用科学の一斑と解するも可なり、或は又農工商の實際事情に関する講演と解するも可なり、……戦後列国間の実業戦は益々劇烈なるべく、之が対策を講じて、よく我国運の発達を図るは、我國民総員の義務にして、教育家固より其責を免るること能はざる也、近時一国經濟の独立とか、貿易の發展とかいふこと、朝野識者の重要論題となり、それが実際に現はれて或は理化学研究所の設立となり、或は実業専門学校大增設の計画となり、理工科大学の拡張計画となり、中等学校理化学設備の拡張計画となりたること、世の熟知する所なり、されば普通教育家も、亦此の時勢に応じて、大に実業振作の根本となるべき知識を修養し、以て後進國民を誘掖指導する所なかるべからざる也、

以上にみるとおり、藤原の主張は、我が国の国体民性に適合し急論劇説にはしらぬ範囲での自治思想、立憲思想を身につけ、自発力をもち、国際的な生存競争場裡の勝者となるための經濟知識をそなえ、戦後列国間の実業戦に対処し得る実業知識を身につけた國民を育成する教師をあらためて養成していくこと、この任務を現職教育に課そうというものであった、帝国主義下の国家的要請に対応した現職教育再編論であったといえる、しかも、こうした主張がある程度現実化し得る条件がそなわっていたところにこの時期の特質があった、

さらに、明治末期に新教育の実践校を創設し、教育界に新風をふきこんだ西山哲治の夏期講習批判をとりあげ、検討してみたい、

西山は、

日本の教育界では夏期休業中小学校教員を集めて講習会を開くのが常例である、郡に於て、市に於て、府県に於て、或は二三郡市連合して所謂大家を招き盛んな講習会を開く、今や教員の講習会は教育界に於ける一種の流行となったのである、而もそのやり方が面白くないので結果に於て思はしくない、つまり悪講習会の如きは教育界に於ける好ましからざる流行病として数へねばならぬ、……

余輩も往々教育会、教育団体などより招かれて講習会に臨み、講演を試みた事がある、その経験によると講習場に於て教員の一・二割は居睡りを初める、これは余輩の講演に興味が無い為めにするのかと他の講師連に私かに尋ねたが矢張り居眠るものが多いとのことであった、又、講演後には質問して呉れるやうにと頼むやうに言っても質問に来る教員は三四百名の講習員中で僅かに二三名に過ぎないやうな有様なのである、斯くの如き講習会の光景を見る毎に此の修養強制として講習会に出席するのは教員の監督者たる郡長、郡視学、校長に対するお役目を果す所以、郡、市内教育界に於ける世間並の義務的交際たる所以と考へて斯くは顔だけ見せるのであらう、講習員の熱心のないのも当路者が余り義務講習といふやうに強制がましくするので却って成績が挙げられないのではなからうかと考ふるのであった、

と述べ、強制義務講習に伴う講習員の消極性、受動性を弊害として批判して⁽¹⁹⁾いる、その上、改善すべき具体的な問題として次の7項をあげている、その第1は、いわゆる大家を招聘して実用という空理空論を聴くこと、第2は、大家を招聘することで重い費用負担をしている点、第3は、名士大家の肩書に迷わされて小学校教育の實際に通じていない人物を招聘すること、第4、いわゆる講習屋を招聘して浅薄な講義を聴くこと、第5は5日、10日程度の講習に証書を出すような儀式ばる習慣、第6、短い期間に訓辞、迎辞、送辞、茶話会等々お祭り騒ぎをすること、第7、講師の人選、以上の7項である、講師として、講習の實際に通じている西山だけに、要点をついた指摘である、

次に、このような批判の中から提起される積極的な現職教育の構想を検討していきたい、小学校教員の学力補習を高等教育機関で行うべきことを主張する現職教育論がこの期に活発になっていっ

た。

東京帝国大学助教授の保科孝一は、高等小学校教員の補習教育に関連して次のような提案をして⁽²⁰⁾いる。

仏蘭西のやうに、高等師範学校の卒業者をして、高等小学校を担任させることも一の方法であるが、今日の状態においてこれを実施することが困難なりとすれば、英吉利におけるがごとく、小学教員を一ヶ年あるいは六ヶ月間高等師範学校に入学せしめ、学力補充を計り、しかる後高等小学校を担任せしめることも一法である。(圈点原文)

慶応大学教授の稲垣末松も高等教育機関における小学校教員の学力補習講習をとらえた一人である⁽²¹⁾。根本的な修養を行なわせるため、長期間、高等教育機関で教育するという提案である。

教員の頭脳の進歩を計ると云へば直ちに講習と云ふやうな案が提出されるが、此の講習と云ふものも、夫れ迄の方法の如き夫れ理科、夫れ教育、夫れ図画と云ふやうに、上滑りの講習は、効果が少ない。只せぬよりも増しと云ふ位である。之れよりももっと教員をして、理科なり、教育なり、歴史なり、地理なり、又数学なり、図画手工なり一科一芸に達せしむるを目的とする講習の方が遙かに有効である。之れは一寸聞くと迂遠のやうであるが、教員にして自己の好む一科一芸に熟達して居るならば、其の頭脳はやがて他の方面にも働くやうになる、昔から名人と云はれた人なら、他の点にかけても何処か優れた所のあるのは此の理である。此の如くであるから、将来教員の質を改善する為めに講習を行うも良いが、今迄のやうな着け膏薬でなく、もっと根本的修養を与へるやうにしたいものである。従て其の程度はより高く期間も長くしなければならぬ。大学、高等師範学校、高等工業学校、音楽学校等の聴講を、或る期間に限って許すやうにするも一策である。

講習会への批判の中から構想されているのは、他の諸論説と共通する。

西山哲治も小学校教員優遇案の一つとして、小学校教員の高等教育機関での学力補習を提案して⁽²²⁾いる。

大学、高等師範学校、美術、商業、工業、音楽、高等学校等の官立専門学校のある都市に於てその教授を講師とし小学教員のために二三ヶ年の夜学(毎夜二時間)講習会を設け奉職の余閑に専門的に一科目を研究し得る便宜を与へ、卒業者の成績佳良なる者には無試験にて中等教員の免許状を附与するやうにしてほしい、かくすれば青年教育者を向上せしむる最もよき優待法となるであろう。

高等教育機関で小学校教員の補習を行うという案は、これらの個人だけでなく各種の団体からも当局への建議という形で提起されている。たとえば、北海道連合教育会第4回代議員会に、後志教育会から「高等師範学校に修業年限一ヶ年の初等教育研究科を設置し小学校本科正教員をして休職のまま夫に入学せしむるの道を講ぜられんことを其筋に建議する⁽²³⁾の件」が提案されているのがそれである。さらに同連合教育会には、小樽教育会からも同趣旨の建議案が提出されていた。それは、「小中等学校教員をして現⁽²⁴⁾在のまま研究の為大学高師其他適当なる学校或は研究所に聴講生として入るの特典を与へられんことを建議⁽²³⁾する」ことを求めたものであった。

高等教育機関における教員の研修は、個人のみならず教育団体をも含めた教育界の世論の共通に指向する所であったといえよう。北海道連合教育会では、その後も、別の地方から同種の建議案が三たび提出され、可決されている。すなわち、「一定の義務年限中本道初等教育に従事せしむることを条件とし地方費を以て年々本道小学校教員中より現職の儘高等師範学校又は教員養成所等に聴講生として派遣する道を開き速に実施せられんことを其筋に建議する⁽²⁴⁾の件」(釧路教育会)がそれである。

この建議には、①公費による、②現職のままの、③高等教育機関での、④奉職義務を課しての研修の構想が含まれており、当時の世論の集約を見ることができる。

このような主張は、以上のような地方の団体だけでなく、中央の有力な団体からも提示されており、ほぼ全国的な教育世論になっていたといえるようである。茗溪会特別調査委員の主張を聞くことにする。

八ヶ年以上小学校正教員の職に在りて勤務の成績優秀なるものが一定期間其の職務を離れて専ら學術を講習し又は教育に関する研究に従事したいと希望するとき地方長官特に現職の儘一時其職務を離るることを許し又は休職を命じて其の俸給の一部又は全部を給すること⁽²⁵⁾する。

以上の諸提案は、①公費ないし有給で、②現職のままの小学校教員を、③高等教育機関へ、④長期間派遣して行なう現職教育を指向していたといえる。なおそのほか、研修の方法に関しては、単に受動的に講義を聴くだけでなく、①討論、②実験実習、③実地見学、④読書会、⑤個別指導等自発活動を重視する方法を導入することが構想されている。

おわりに

大正期の現職教育は、教員講習科および教員講習会ともきわめて活発であった。量的には、むしろ華やかとさえいえる。しかし、量的な活況に実質が伴わないという批判も広範に起っていた。特に講習会に対しては、その期間が短く効果があがらないことや、強制的、義務的な開催に伴う講習員の受動性、消極性、講習員の過重な経費負担等々の批判が広範な人々から寄せられている。

このような、講習会への批判や消極的な対応とは反対に、この時期に新たに設置された高等師範学校の特科には、志願者が殺到し、それに対する教育界の評価もきわめて高いものがあつた。このような事実は、一時的、断片的、強制的な講習会よりも、より長期的、系統的な現職教育を求める教育界の潜在的な要求を反映するものであつたといえよう。

このことは、大正期に提起された現職教育論の中に明確な形で表明されている。教育学者を中心とする教育界の現職教育論議は、ほぼ次のような現職教育を共通に指向していたといえよう。

それは、①小学校教員を現職のまま、②公費ないし有給で、③高等教育機関に、④長期間派遣し、⑤系統的に教育する現職教育制度を組織することであつた。

なおそのほか、現職教育の方法に関しては、単に受動的な講義の聴講にとどまらず、講習員の討論、実験実習、実地見学、読書会など自発活動を尊重する方法を導入することが共通に指向されていたといえる。

注

- (1) 本稿では、現職教育を「現職教員がその職務遂行能力の向上のために受ける教育」と理解している。また「研修」との関係では「制度化された研修」を現職教育とみている。
- (2) 日本帝国文部省第40年報 自明治45年4月至大正2年3月 104頁
- (3) 秋田県師範学校編 創立六十年 昭和8年9月16日 155頁
- (4) 資料はいずれも文部省の報告による。官報第132号(大正2年1月10日)、同第1700号(大正7年4月6日)、同第1994号(大正8年3月29日)
- (5) 文部省報告 地方夏期講習会状況 官報第1353号 大正6年2月7日 148頁

大正期における教員現職教育の諸問題

- (6) 同上
- (7) 兵庫県教育会報第 226 号 明治 41 年 8 月 1 日
- (8) 春山作樹 小学教員の学力補習機関に就て 帝国教育第 455 号 (大正 9 年 6 月 1 日) 76-80 頁
- (9) 広島文理科大学・広島高等師範学校 創立四十年史 昭和 17 年 10 月 17 日 165-166 頁
- (10) 広島高等師範学校規則 官報第 782 号 大正 4 年 3 月 13 日 424 頁
- (11) 広島高等師範学校生徒募集方法 官報第 782 号 大正 4 年 3 月 13 日
- (12) 春山作樹 前掲論文
- (13) 小学校教員講習会開設 官報第 983 号 大正 4 年 11 月 9 日 218 頁
- (14) 同上
- (15) 第 10 回全国連合教育会状況報告 北海道教育会編 北海之教育第 269 号 大正 4 年 6 月 5 日 52-68 頁
- (16) 棚橋源太郎 社会教育施設としての講演及講習会 帝国教育第 420 号 大正 6 年 7 月 1 日 17-21 頁
- (17) 守屋恒三郎 夏期講習会の効果を増進せしむる方案 帝国教育第 420 号 大正 6 年 7 月 1 日 21-23 頁
- (18) 藤原喜代蔵 夏期講習会の学科選択に対する希望 帝国教育第 420 号 大正 6 年 7 月 1 日 25-26 頁
- (19) 西山哲治 小学校改善の実際的研究 大正 9 年 1 月 15 日 開発社 242-246 頁
- (20) 保科孝一 教員養成の方法を改善せよ 教育時論第 1142 号 大正 6 年 1 月 15 日 12-15 頁
- (21) 稲垣末松 教員の質の改善策 教育時論第 1186 号 大正 7 年 3 月 25 日 6 頁
- (22) 西山哲治 小学教員優遇案 教育時論第 1234 号 大正 8 年 7 月 25 日 9 頁
- (23) 北海道連合教育会第 4 回代議員会(1) 北海道教育第 51 号 大正 11 年 11 月 1 日 69-75 頁
- (24) 北海道連合教育会第 5 回代議員会(1) 北海道教育第 63 号 大正 12 年 11 月 1 日 65-72 頁
- (25) 茗溪会特別調査委員 小学校教員養成機関改善案要領 教育時論第 1372 号 大正 12 年 5 月 25 日 26-27 頁
(本学助教授・函館分校)